協会けんぽからのお知らせ

🌈 全国健康保険協会 愛知支部

協会けんぽ愛知支部ご加入の事業<u>所</u>様向けのご案内です。

高額な医療費がかかりそうなときは

「限度額証」をご利用ください

(限度額適用認定証)



手続きは?

医療費の支払い前にお手続きください!

「健康保険限度額 適用認定申請書」 を協会けんぽ愛知 支部へ郵送

受付から 約10日後



限度額証の有効期限は、申請書を受け付けた 月の1日(資格を取得した月の場合は、資格取 得日)から最長で1年間の範囲内です。申請書

受付月より前の月から有効な限度額証の作成はできませ ん。日程に余裕をもってご申請ください。

限度額証のご利用により、

医療機関への支払いは



430_{円*}

(差額ベッド代、食事代等の保険適用外の費用を除く)



※自己負担限度額は総医療費や所得によっ て異なります。「限度額証」を提示しなかっ た場合は「高額療養費」の申請によって、申 請からおおよそ3・4か月後に払い戻しを受 けることができます。

利用できます



限度額証の詳細はホームページをご覧ください

協会けんぽ 医療費が高額になりそうなとき

マイナンバーカードで



マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医 療機関等では、「限度額証」がなくても、自己負担限度額 を超える支払いが免除されます。

まだ、マイナンバーカードの健康保険 証利用のお申し込みがお済みでない 方は、是非ともこの機会にお申し込み をお願いいたします!

マイナンバーカードの健康保険証 利用申し込みについてはこちら





協会けんぽから

「医療費のお知らせ」をお送りします



協会けんぽでは、健康の大切さについて関心を高め、健康 管理の必要性をより一層認識していただくことを目的 に、年に一度「医療費のお知らせ」をお送りしています。

対象期間 (掲載している) (診療期間)

主に令和4年10月診療分~ 令和5年8月診療分まで

送付時期

令和6年1月中旬から下旬にかけて 順次事業所様へ送付予定

ご担当者様へのお願い

個人情報保護のため、お手元に届きましたら未開封のまま従業員の皆様にお渡しください。(医療機関の受診がない方など、一部の方には発送されない場合があります。)

※すでに退職された方の「医療費の お知らせ」が届いた場合は同封の 返信用封筒にてご返送ください。







○ 「医療費のお知らせ」に記載されている受診期間が昨年*と比べて1か月短くなったのはなぜですか。

A 医療費通知を可能な限り令和6年1月中に事業所様宛へお送りできるように、送付時期を早めたためです。

※令和4年度発行対象期間:主に令和3年10月から令和4年9月診療分まで



令和5年9月~令和5年12月診療分などの「医療費のお知らせ」に記載のないものについては、医療機関等からの領収書に基づき「医療費控除の明細書」に直接ご記入いただく必要があります。



【詳細は国税庁ホームページまたは管轄の税務署にてご確認ください

協会けんぽ愛知支部の 年末年始営業日のお知らせ

令和5年

12月28日 17時15分まで



全国健康保険協会 愛知支部

協会けんぽ

〒450-6363 名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋23階

申請書の提出は郵送を ご利用ください。 郵便番号と 宛名のみでOK!



